

# 栃木言友会会則

## 第1条 名称

本会は、栃木言友会とする。

## 第2条 事業

本会の事業は次のとおりとする。

1. 会員の吃音改善、相互親睦、及び人格の向上。
2. 社会的な吃音問題解決へ向けての取り組み。

## 第3条 事務局

本会の事務局は栃木県内に置く。

## 第4条 活動内容。

本会は第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 交流会、会報の発行、吃音問題の研修会、レクリエーション活動
2. NPO法人全国言友会連絡協議会（全言連）に加盟し、全言連が主催する活動、行事への協力、参加。
3. 全国の各地言友会と吃音問題に関する機関との交流。

## 第5条 会員・賛助（購読）会員

本会の会員・賛助（購読）会員は次のとおりとする。

1. 会員は、吃音者または吃音に関心を持つ者で、会活動を共に協力する者である。
2. 賛助会員を廃止し購読会員のみとする

また、遠方より参加される方に遠距離会員制を設ける。但し申請は任意とする。  
遠距離会員申請資格は交流会会場より半径約 50Km 以上を基準とする。

## 第6条 役員

本会は、次の役員を置き、それぞれの役割を分担する。任期は1年とする。

- |         |                     |    |
|---------|---------------------|----|
| 1. 会長   | 会を代表し、統括する。         | 1名 |
| 2. 副会長  | 会長を補佐し、その職務を代行する。   | 1名 |
| 3. 事務局  | 会報の発行、各地言友会と外部機関の窓口 | 数名 |
| 4. 会計   | 会費の徴収と経理管理。         | 1名 |
| 5. 会計監査 | 会計の監査を行い、年1回報告する。   | 1名 |
| 6. 運営委員 | 会の運営を行う。            | 数名 |

## 第7条 総会・運営委員会・特別委員会。

1. 総会は年1回、4月に会長が召集する。  
総会は、委任を含めた全会員の過半数を持って議決される。  
総会の内容は、役員を選出、予算、活動内容を決める。
2. 運営委員会、特別委員会は会長が必要とした場合召集することが出来る。

## 第8条 会費

1. 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。
  2. 会員は、年会費を4000円とする。
  3. 購読会員及び遠距離会員は2000円とする。
- ※ 購読会員で交流会に参加を希望する場合、参加費は300円とする。
4. 会費振込は4月総会より2ヶ月以内を基本とする。  
会費を6ヶ月間滞納した場合は催促をし、8ヶ月(12月)過ぎても入金がない場合は自然退会とし、栃木言友会会報の発送を停止する。
  5. 運営資金(栃木言友会会費)が不足をした場合、臨時に運営資金を徴収することができる。  
※購読会員さんより交流会に参加したとき、いくらかの参加費を払いたいとの声が数件寄せられましたので、記載をしました。参加費の支払いは任意とします。

## 第9条 施行

本会則は、平成15年4月27日より発効する。

平成23年4月24日改正

## その他

事務局または役員に指摘事項や要求等に対して事務局のみで対処できない場合は、役員全員で対応し、また必要以上の指摘や要求があった場合は全役員連名にて改善を求めることが出来る。